

監査結果の講評 【法人運営編】

令和7年4月15日
監査指導課

1 役員の選任について

指摘 1 役員の選任

定時評議員会における役員の選任において、理事及び監事の選任を一括で決議したものにになっていた。理事及び監事の選任は候補者ごとに個別に決議し、記録に残すこと。

理事については、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設を設置している場合は、当該施設の管理者」

監事については、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれている必要があります。含まれていることを明確にしたうえで選任してください。

指摘 2 欠格事項

理事・監事選任及び評議員選任の際に徴している欠格事項等に該当しないことの申立書について、申立書に根拠条文が掲載されていたが、最新の内容ではなかった。

令和4年4月1日施行の改正社会福祉法の内容を含め、様式を最新の内容に改めること。

(最新の参考様式を公表していますので、ご確認ください。)

指摘 3 任期の終期

任期の終期が「令和7年度の決算に関する定時評議員会の終結の時まで」となっている。法人定款で、評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするとされているので、就任承諾書を改めて徴すること。

「令和7年度の決算に関する定時評議員会の終結の時まで」と

「令和7年度の定時評議員会の終結の時まで」は違います。

指摘 4 承認承諾書(1)

定時評議員会で理事及び監事を選任しているが、再任となった一部の理事及び監事から欠格事由に該当しないことの申立書、履歴書、就任承諾書等を徴していなかった。再任の場合でも、適格性や就任の承諾等を確認するため徴すること。

就任承諾書等の記載漏れがないかも確認してください。

指摘 5 就任承諾書(2)

理事についての就任承諾書を、理事選任前に「理事に選任されましたので就任することを承諾します」との内容で徴していた。この内容で就任承諾書を徴する場合は、理事としての正式な選任後に徴すること。

なお、選任される前に就任承諾書を徴する場合は、「理事に選任された場合は、就任することを承諾します」等の、仮定条件を記載した内容の就任承諾書を徴すること。

指摘 6 監事選任議案の前監事の同意

監事選任議案を定時評議員会に提出するにあたり、監事の過半数の同意を得たことが確認できなかった。監事選任議案については、議案に対する同意書を各監事から徴するか、監事が出席している理事会の場において同意を得て、その旨を議事録に記載するかにより同意を得ていることを明らかにすること。

指摘 7 役員等の出席状況

理事会の欠席が続いている理事がいる。理事は理事会への参画が求められているため、理事会への出席ができないのであれば、理事の交代を検討すること。

欠席が続いている役員・評議員がおり、日程調整・オンラインの活用などによっても出席が難しい場合は交代を検討してください。

指摘 8 理事の退任

令和6年6月の評議員会で理事が交代しているが、前理事の退任の意思表示が確認できなかった。任期の途中で交代する場合は、退任届を徴するまたは議事録に記載する等、退任の意思表示を明確にすること。

コラム 1 委嘱状って必要なの？

選任された役員等に対する委嘱状による委嘱は必須ではありません。就任承諾書の徴収等で十分です。（なお、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えないです。）

2 監事監査について

指摘 9 監事監査（1）

監事監査において、基本財産の保全状況の確認が、最新の登記事項証明書により行われていなかった。最新の土地・建物登記事項証明書を取得して確認を行ったうえで、適切に記録を整備すること。

法人の基本財産に抵当権等が設定されていないか確認するため必要な行為ですので、毎年実施するようにしてください。

指摘 10 監事監査（2）

監事が総勘定元帳等を閲覧していない。しかし監事監査報告書には、「会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い」と記載されているなど、監事監査報告書の記載の内容が実際の監事監査の状況を記していない。監事による監査の重要性を自覚して業務を行うこと。

計算関係書類・財産目録の監査

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ・ 監査報告を作成した日

事業報告等の監査

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の36）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。
- ・ 監査報告を作成した日

＜監査報告書の様式例＞

※ 計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

監 査 報 告 書

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人 ○〇〇〇

理事長 ○〇 ○〇 殿

監事 ○〇 ○〇

監事 ○〇 ○〇

私たち監事は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの令和〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 決議の省略について

指摘 11 決議の省略の議事録(1)

決議があったとみなされた理事会について、議事録が作成されていない。決議省略の手法により理事会を開催した場合でも、議事録を作成の上、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、当該議事録を主たる事務所に備え置くこと。

指摘 12 決議の省略の議事録(2)

決議の省略を行った理事会において、決議があったとみなされた日が、当該議案について議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした日付となっていなかった。決議があったとみなされた日は、当該議案について議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした日付を決議があったとみなされた日とすること。

指摘 13 決議の省略の同意書(1)

評議員会について、決議の省略手続きを行っているが、決議事項についての同意書等を受けの際、同意の日をあらかじめ印字していた。決議の省略に当たっては、評議員の同意の意思表示がいつなされたかということが極めて重要な意味を持つことから、実際に同意を得た日を記載すること。

指摘 14 決議の省略の同意書(2)

提案者である理事長の理事としての同意を確認する書類がなかったため、理事全員の同意書を残すこと。

指摘 15 評議員会の決議の理事会決議

理事会において、決議があったものとみなされた評議員会の招集事項の決議がされていなかった。評議員会を決議の省略により行う場合は、理事会において、評議員会の「日時・場所」を決定する代わりに「決議の省略」で行うことや議題及び議案について定める必要があるため、今後、適正に行うこと。

3 招集について

指摘 16 評議員会の招集

評議員会について、理事会での招集決議がされていない。評議員会の招集については、以下の事項を理事会の決議により定めたうえで行うこと。

- ①評議員会の日時及び場所
- ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題）
- ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）

議事録に必ず記載してください。

指摘 17 理事会の招集

招集通知から開催まで一週間(中7日)空
いていていなかった。招集の通知は理事会の
日の一週間(中7日)前までに発すること。

定款で一週間を下回る期間を定めている場合はそれに従って
ください。(評議員会の場合も同様です。)

指摘 18 理事会及び評議員会

理事会及び評議員会の招集通知について、確認できないものがあつた。適正な招集手続がなされたことが分かるように、確実に保管すること。

指摘 19 招集手続きの省略

招集手続に必要な期間がとれない場合は、欠席者も含む理事及び監事の全員から同意書を提出させる、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等の方法により、理事及び監事全員の同意を取得したことを明確にすること。

指摘 20 計算書類の備え置き

決算を承認した理事会から定時評議員会まで14日(中13日)の間隔となっていた。計算書類等は監事による監査を経て理事会での承認後、定時評議員会の日々の2週間(中14日)前から備え置く必要があるため、今後は改めること。

指摘 21 計算書類等の評議員への提供

定時評議員会については、その招集通知に併せて、理事会の決算承認を受けた計算書類、事業報告及び監査報告を評議員に提供する必要があるところ、これらの書類を提供していなかった。当日配付による審理の形がい化を防止するため、必ず招集通知時にこれらの法定書類を提供すること。

4 議事録について

指摘 22 評議員会の議事録

議事録の作成に係る職務を行った者（議事録作成者）の氏名が記載されていなかったもので記載すること。

指摘 23 評議員会の議事録署名人

定款では、評議員会の議事録署名人は、出席した評議員のうちから選出するとされている。しかし、議事録署名人の選出について、記録されていない。議事録署名人の選出についても議事録に記録すること。

指摘 24 議事録署名人

理事会及び評議員会の議事録について、法人の定款の規定どおりに署名されていなかった。法人の定款の規定と実際の運用方法の整合をとること。

指摘 25 議事録の記載事項

評議員会及び理事会の議事録について、結果しか記載されていないことが多く、経過が判然としない。

議事録については、議事の経過の要領及びその結果を記載すること。

指摘 26 議事録の修正

理事会の議事録について、理事長等の記名押印後に修正を行っているものがあつた。議事録について修正を行う箇所がある場合は、議事録署名人の訂正印を押す等の対応をし、議事録の正確性を担保すること。

指摘 27 理事会議事録の保管

令和5年6月開催の理事会の議事録について、原本を法務局に提出し、その後原本還付手続きがなされず、法人において議事録の原本が保管されていなかった。理事会議事録については、法の定めるところにより、理事会の日から10年間、主たる事務所にて保管しておくこと。

指摘 28 議事録の保管方法

理事会及び評議員会議事録において別紙議案資料が引用されているにも関わらず、別紙議案資料が理事会及び評議員会議事録と一緒に袋とじされていなかった。議事録署名人の規定は理事会及び評議員会議事録の内容が適正なものであることを担保する目的であることから、別紙議案資料とともに袋とじ等した後に、押印・割印することが望ましい。

6 法人運営(その他)について

指摘 29 定款施行細則

理事長専決で意思決定したいとの意向があるが、定款施行細則は定めていない。理事長専決を行う場合は、定款施行細則（理事の職務の執行等に関する規程）を設けること。

各法人において定款施行細則があるか、施行細則どおりに運用されているか今一度ご確認をお願いします。定款施行細則が社会福祉法改正前のものの場合、現在の社会福祉法に適合していない可能性もあります。

指摘 30 専決事項

理事長の専決事項に該当しない契約について、理事会での議決を経ず締結していた。

については、定款施行細則に規定する専決事項に該当しない場合は、理事会の議決を経て契約を行うこと。

指摘 31 決議に特別の利害関係を有する理事・評議員の存否の確認

理事会及び評議員会の審議において、決議に特別の利害関係を有する理事や評議員が存在しないことの確認がされていなかった。次に掲げる方法のいずれかにより適切に確認を行うこと。

- ①議案の審議の都度、理事・評議員に特別な利害関係を有していないかを確認し、議事録に記録する。
- ②理事会・評議員会の開催通知と併せて、当該理事会・評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発する。
- ③理事・評議員の職務の執行に関する法人の規程（定款細則等）において、理事・評議員は決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定める。

決議の省略手続きを行った際に、手続きが漏れている法人が散見されました。決議の省略の際も漏れのないように留意してください。

指摘 32 役員賠償責任保険

役員等賠償責任保険に加入しているが、同保険の更新に当たって、理事会の決議を経ていなかった。令和3年3月1日施行の改正社会福祉法により、同日以降に締結する役員等賠償責任保険契約の内容決定（契約更新時や内容変更時を含む。）については、理事会の決議が必要とされていることから、今後は手続に遺漏がないように留意すること。

指摘 33 利益相反取引

理事との契約については、法人と理事本人との利益相反取引となり、理事会での承認が必要となるが、利益相反取引として理事会の承認を受けたことが確認できなかった。利益相反取引は、その取引の重要な事実(取引の主な内容)を開示し、理事会で承認を受けること。また、利益相反取引をした理事は、取引後、遅滞なく、その重要な事実を理事会に報告しなければならないことにも留意すること。

指摘 34 役員の報酬等の総額

役員の報酬等の総額の範囲について、法人定款では評議員会で別で定めることとなっているが、これについて確認ができなかった。総額の範囲を把握しておくとともに、もし定めていないのであれば、定款の規定に従い、評議員会の決議において定めること。

指摘 35 役員等退任慰労金

役員等が退任する際、その在任年数に応じて退任慰労金を支給しているが、役員等報酬支給基準に規定されておらず、法人の慶弔金規程に基づき支給していた。退任慰労金についても役員等報酬に該当するため、手続きを経た上で役員等報酬支給基準に規定し、公表すること。

指摘 36 理事長の職務執行状況

社会福祉法及び法人定款の定めるところにより、理事長が理事会で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行状況を報告することとなっているが、令和5年度において、規定どおり実施されていない。定款に定めるとおり、理事長は職務の執行状況を理事会に報告すること。

報告する内容は以下のような事項が考えられます。

- ・事業報告(四半期・半期)
- ・重要な契約の契約結果
- ・理事長が専決した契約の内容
- ・事業運営上生じた重要事項
- ・重要な決議事項の経過
- ・指導監査における指摘事項
- ・各種委員会その他重要な組織の活動状況
- ・行政庁等に対する届出等のうち重要なもの
- ・理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
- ・その他理事会から報告を求められた事項

指摘 37 登記

理事長選定の理事会から2週間以内に理事長の変更登記がなされていない。期限までに変更登記を行うこと。

資産総額の変更登記が遅れていた。資産総額変更登記は、毎年度6月末日までに行うこと。

社会福祉法人の運営について不明な点がありましたら、監査指導課 法人施設担当
(TEL221-2387)までお問い合わせください。